

浜名湖水辺整備基本計画

<水辺空間の整備における配慮事項等>

意見とりまとめ結果

基本計画策定に向けた意見照会

	項目	意見提出部署	現状	課題	水辺空間の整備における配慮事項、具体的な取組
①水産振興		事務局（案）	・漁獲高は減少傾向（アサリ・シラスも大きく減少） ・観光漁業の減少（潮干狩りの中止、禁漁期間の設定等）	・水辺空間の整備にあたり、水産業に悪影響を与えない配慮が必要	・干潟の保全 ・直立構造のコンクリート構造物を避けるなど、満ち引きによる水平方向の流れを阻害しないような配慮
		御意見 （静岡県水産資源課）	・漁獲高は減少傾向（湖内では特にアサリが激減） ・アサリ激減により、漁協は遊漁者に対する渡船による潮干狩りを中止するとともに、採捕禁止期間を設定した。	・事務局案のとおり	・干潟やアマモ場の保全 ・栄養塩や流況流速等の湖内環境の注視、必要に応じて改善
		御意見 （浜名漁業協同組合）	－	－	・護岸に魚介類が生息できる空間が必要。具体的には石垣の隙間など、ウナギやノコギリガザミ等が入り隠れられるスペース
		御意見 （経済産業部水産・海洋局水産振興課）	・漁獲高は減少傾向（アサリ・クルマエビも大きく減少） ・観光漁業の減少（潮干狩りの中止、禁漁期間の設定等）	・水辺空間の整備にあたり、水産業や関連生物の生息に悪影響を与えない配慮が必要。	・陸域との水域の連続性が保たれるような配慮。
②観光・地域振興・親水空間		事務局（案）	・点在する観光施設、水辺を活用したスポット等を訪れるための交通手段が少ない ・階段護岸の使い勝手が悪い（例えば、観覧席として利用するには短い） ・栈橋（杭）残骸の放置	・観光施設やスポット間の移動性・周遊性の向上 ・親水空間として安心して利用できる環境の確保 ・栈橋（杭）残骸は安全性・景観性に課題	・舟運を移動手段として活用するための栈橋等を視野に入れた水辺空間の整備（既存施設の再整備、新規施設） ・イベント等の拠点となる親水空間（階段護岸等）の整備 ・栈橋（杭）残骸の撤去
		御意見 （静岡県文化財課）	・栈橋や沿岸施設の設置	・名勝指定範囲内における無断現状変更	浜名湖の一部は、昭和29年1月30日に文化財保護条例の県指定名勝として指定された。指定範囲内においては、文化財の価値を保護するため、開発行為等には保護条例に基づく許可が必要であるが、手続きを行わない開発等行為（無断現状変更）が多発している。 文化財における「名勝」は様々な種類がある性質上、定量的な許可基準を示すことはできず、許可の判断は個別判断とならざるを得ない。 無断現状変更を防ぐため、県文化財課では浜名湖水域利用推進調整会議に出席して手続きを呼びかけるほか、令和5年10月26日付文財1896号において注意喚起を行っている。
		御意見 （浜松市文化財課）	・一部の区域（湖面、陸地）が県指定名勝浜名湖に指定されている。	・観光施設、スポーツ施設等の整備における名勝景観への配慮	・指定地内の景観へ影響を及ぼす行為については静岡県文化財保護条例に基づく許可が必要であるため市文化財課または区文化財担当課への事前協議を依頼している。
		御意見 （浜名漁業協同組合）	－	－	・親水の場合が拡大すると、レジャー客と漁業や周辺住民との摩擦が増える可能性がある（アサリ採取などのルール周知看板設置数増加、駐車場の問題など）。
		御意見 （浜松市環境部環境政策課）	台風・大雨等の後に湖岸に流木等多量の自然物が漂着する	観光や親水環境として好ましくないが、漂着物の回収・処理責任の所在が曖昧なため対策が進まない	河川管理者、観光協会、市の関係部署等の役割分担を明確化し、連携して湖岸漂着物対策を進める必要がある。
		御意見 （静岡県交通基盤部政策管理局建設政策課）	・表題が「(2)観光・地域振興・親水空間」となっているが、「地域振興」は領域が広く、「観光」及び「親水空間」と同列にするのは違和感がある。このため、「地域振興」を削除した方がよいのではないか。また、「地域振興」を削除した場合には、「観光」と「親水空間」とでページを分けた方がよいと思う。 ・「マイカーや団体観光バス以外では周遊が困難である」と記載されているが、11頁に記載しているような「浜名湖周辺の交通ネットワークの現状と課題」をもう少し丁寧に説明した方がよいと思う。（例：北に高速道路（東名）、南に鉄道（ＪＲ）があるが南北に移動できる交通手段が乏しいことを図示する等） ・8月に浜名湖観光圏は認定更新されることが決まった。「浜名湖観光圏整備計画」の取組がそのまま継続されるか不明のため、第1回協議会の資料1をはじめ、観光圏に係る本計画への記載を再確認する必要がある。	－	－
		御意見 （経済産業部水産・海洋局水産振興課）	－	－	・海業の取組にも発展するような水辺空間の整備
③船舶の活用		事務局（案）	・大型遊覧船の運航（館山寺発着周遊、定期航路） ・浜名湖ＳＡ発着の小型遊覧船（4～11月）～観光ＮＰＯによる運航 ・プレジャーボート通航（釣り、遊覧、スポーツ等）	・閑散期の乗客減（定期航路のため、乗客0人でも運航） ・ＳＡ栈橋の恒久化（浮桟橋→固定栈橋）、アクセス（栈橋までの高低差が大き） ・観光、飲食時にプレジャーボートが係留できる施設の不足	・乗船場周辺の環境整備（集客施設、駐車場等）を視野に入れた水辺空間の整備 ・浜名湖ＳＡの栈橋整備（固定栈橋、アクセス改善） ・プレジャーボート用公共栈橋整備（周辺環境整備を含む） ・新規周遊コース設定に伴う乗降施設（栈橋等）整備
		御意見 （静岡県文化財課）	・老朽化した栈橋や沿岸施設の建替	・名勝指定範囲内における無断現状変更	②と同じ
		御意見 （浜松市文化財課）	・一部の区域（湖面、陸地）が県指定名勝浜名湖に指定	・栈橋やマリナーにおける設置、改修、除却等、無許可での現状変更行為	・浜名湖SAの仮設栈橋については県文化財保護条例の手続きを経っていないため、現在、県文化財課と対応を協議中。
		御意見 （河川砂防局河川砂防管理課）	－	－	・現行の浜名湖ＳＡの栈橋については、「河川空間のオープン化」（河川敷地占用許可準則の特例措置）を活用して、舟運による地域振興を図ることを目的として「浜名湖地域振興・減災協議会」で地元の合意を得た上で、「都市・地域再生等利用区域」（オープン化の実施区域）に指定し、栈橋等設置の占用を許可している。 ・新たな栈橋等を設置する際には、同様の手続きが必要 ・係船者等にやさしい移動経路（勾配）の維持
		御意見 （（公財）浜名湖総合環境財団事務局）	護岸と係留栈橋の間にスロープを渡している	護岸を嵩上げするとすれば水面との落差が大きくなるためスロープの摺り付けに工夫が必要となる	係船者等にやさしい移動経路（勾配）の維持
		御意見 （静岡県交通基盤部政策管理局建設政策課）	・次頁のサイクリングもそうだが、遊覧船やプレジャーボートは観光・レジャー目的のため、前頁の「(2)観光」に入れ込んだ方がよいのではないか。 ・プレジャーボートについて記載するのであれば、12頁（参考資料）の不法係留船対策の内容も記載すべきではないか。 ・プレジャーボートは運航ではなく個人利用のため、「▶浜名湖では…遊覧船やプレジャーボートが運航されている」を「▶浜名湖では…遊覧船が運航されていたり、プレジャーボートの利用が多い」に修正した方がよい。 ・「現状」において、浜名湖ＳＡの栈橋が仮設であることが悪いような記載だが、仮設であることのデメリットを記載した方がよいのではないか。 ・「課題」において、「プレジャーボートが利用可能な公共的栈橋等の整備」とあるが、マリナーは民間施設のものも多数ある。「公共的」でなければならない理由は何か、説明がほしい。	－	－

意見とりまとめ結果

基本計画策定に向けた意見照会

項目	意見提出部署	現状	課題	水辺空間の整備における配慮事項、具体的な取組
④道路（サイクリングロード）	事務局（案）	・湖岸にサイクリングロードが整備されているが、専用道は限られる ・復路の交通手段が無く、短距離の利用が多い	・一般車両との併用区間での安全性、快適性の確保 ・サイクリングロードの周遊性の向上（出発地点への復路交通手段の確保）	・湖岸堤整備に伴う自転車専用道の設置 ・復路交通手段として舟運を想定する場合の棧橋整備（自転車対応棧橋、レンタサイクル返却・貸出場の併設等）
	御意見 （静岡県道路企画課）	・湖西市内のハマイチ（浜名湖サイクリングロード）は、日交通量が1万台を超える国道301号をメインルートとしている ・湖西市では、浜名湖から離れた市街地部がルートとなっている	・サイクリングの幅広い利用者層を考慮したとき、交通量の多い区間では、専用道路に比べ安全性や快適性が劣る ・市街地部では、浜名湖の眺望を楽しむことができない	・湖岸堤整備にあたり、自転車利用を考慮した管理用通路（天端など）とすることで、サイクリング・景観といった浜名湖の魅力向上につながると考えられる（参考：トカプチ400（北海道）、富山湾岸サイクリングコース（富山県）では、河川・海岸管理用通路をサイクリングロードとして利用）
	御意見 （河川砂防局河川砂防管理課）	－	－	・現行の浜名湖S Aの棧橋については、「河川空間のオープン化」（河川敷地占用許可準則の特例措置）を活用して、舟運による地域振興を図ることを目的として「浜名湖地域振興・減災協議会」で地元の合意を得て、「都市・地域再生等利用区域」に指定し、棧橋等設置の占用を許可している。 ・新たな棧橋等を設置する際には、同様の手続きを取る必要がある。
	御意見 （浜松市土木部道路保全課）	・湖岸堤上の一部区間を（一）浜名湖周遊自転車道として占用 ・良好な走行空間を維持するため、日常的には道路パトロールを実施し、変状を発見した場合は詳細調査、修繕を実施。	・老朽化、損傷した兼用護岸施設の維持管理	・鋼矢板基礎の兼用護岸や張り出し歩道の鋼材の腐食、コンクリート兼用護岸の沈下等により、自転車道において舗装のひび割れ、沈下、陥没等が発生しており、修繕を実施。 ・浜松・浜名湖サイクルツーリズム推進会議において、太平洋岸自転車道利用者をハマイチへ呼び込むため、接続ポイントへの案内設置が検討されている。
	御意見 （湖西市都市整備部都市計画課）	・浜松市側では自転車専用道の整備により走行空間が確保されている部分があるが、湖西市側にはない。 ・湖西市内の国道301号において平成29年度に自転車が通行すべき部分や進行すべき方向を示す矢羽型路面標示（ナビマーク）が設置された。 ・国道301号の自転車交通量が増大、集中し、狭隘部においては自動車との輻輳により危険な状態が発生している。 ・湖西市内の浜名湖周辺のサイクリングロードは、市北部以外は浜名湖がほとんど見えない。	・安全な自転車の走行空間の確保。 ・自転車ネットワーク計画は未策定。	・例年、湖西市からの果要望においては、自転車の安全な走行環境の確保について要望しているところだが、湖岸堤整備に伴う自転車専用道の設置など、浜名湖の景観を楽しむ周遊できる整備手法についても検討が必要と考える。
⑤自然環境 （植物・動物）	事務局（案）	・浅場に形成されるアマモ場があり、潮には海浜特有の植物が生息 ・自然公園、重要湿地（環境省）に指定されており、トンボ類、魚類の重要な生息環境	・アマモ場が形成されている浅場とヨシ等の湿地環境の保全 ・外来種の駆除、拡大防止	・湖岸堤整備箇所で、良好なアマモ場、生物生息環境がある箇所は施工時の保全に努め、さらに良好な場の拡大できる工法等の採用を検討する
	御意見 （静岡県自然保護課）	・昭和25年5月に浜名湖及びその周辺を、浜名湖県立自然公園に指定している。 ・浜名湖は太平洋側で最大の汽水湖であり、野生生物の重要な生息地となっている。 （アカウミガメやコアジサシの産卵・孵化場、コウボウムギ、ハマニガナ等の海浜植生など）	・農産物等に被害を与えるクリハラリスは、浜松市が狩猟者と連携し、有害捕獲を実施 ・特定外来生物対策として、浜松市や湖西市は、ヌートリアの捕獲を実施	・令和5年度、新たに創設した「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度」により、企業等と環境保全団体と協力し、いかり潮の外来植物除去活動を実施
	御意見 （静岡県水産資源課）	・浅場に形成される海藻のアマモ場は、魚類等の生息場や餌場等の機能を有している。 また、アサリ幼生の着底場所として寄与していると考えられている。 ・アマモ場が減少	・アマモ場の保全	・事務局案のとおり
	御意見 （静岡県港湾企画課）	－	－	良好なアマモ場の保全に努めるという取組（案）は、新たなCO2吸収源にもなります。基本的な方針の中で、カーボンニュートラルに配慮することを加えながら、その対応の観点からも、アマモ場の保全に努めるとしてはどうか。
	御意見 （浜名漁業協同組合）	－	・干潟の保全	・護岸の沖出しによる干潟の減少を極力避けること。
	御意見 （浜松市環境部環境政策課）	近年、浜名湖に生育するアマモは急減しており、生態系が変わっている可能性がある。 ヒメマイトトンボ等希少種の確認個体数が減少している	工事等による希少種の生息・生育環境への影響が懸念される。	湖岸堤整備工事にあたっては、可能な限り希少種の生息・生育環境への影響や負荷を低減
	御意見 （浜松市環境部環境政策課）	自然環境を守っていくためには、市民が自然の大切さを理解し、自ら考え行動することが必要であるが、自然と触れ合う機会が減っている	海岸の護岸化により、水辺に降りられる場所が少ない。	海水浴、湖干狩り、釣りなどが気軽にできるよう、水辺にアプローチできる護岸の構造とすることが望ましい。
	御意見 （湖西市環境部環境課）	・浅場に形成されるアマモ場があり、潮には海浜特有の植物が生息 ・自然公園、重要湿地（環境省）に指定されており、トンボ類、魚類の重要な生息環境	・アマモ場が形成されている浅場とヨシ等の湿地環境の保全 ・外来種の駆除、拡大防止	湖岸堤整備箇所で、良好なアマモ場、生物生息環境がある箇所は施工時の保全に努め、さらに良好な場の拡大できる工法等の採用を検討する
	御意見 （経済産業部水産・海洋局水産振興課）	アマモの急激な減少	アマモの急激な減少	

意見とりまとめ結果

基本計画策定に向けた意見照会

項目	意見提出部署	現状	課題	水辺空間の整備における配慮事項、具体的な取組
⑥景観	事務局（案）	・湖岸各地にビュースポットがある ・遊覧船、浜名湖上のアクティビティ等からの景観の一部を、湖岸堤が形成している ・湖岸各地の景観、文化を代表する「遠江八景」が選定されている	・ビューポイントにおける護岸整備と景観との調和	・護岸整備箇所の周辺空間との調和（色彩、質感等） ・道路、サイクリングロード、天浜線等からの浜名湖の眺望に配慮した湖岸堤整備
	御意見 （静岡県景観まちづくり課）	・浜名湖の美しい自然環境が広がる中に、歴史的まちなみ、観光施設、養殖棚、マリナー施設などが点在し、浜名湖サイクリングロード等で浜名湖を一周することによって多様な景観を楽しむ。	・広々とした湖面と山の緑の景観に、突出した形態・色彩等の建築物があったり、劣化した案内看板が乱立していたり、湖岸沿いに打ち上がったゴミなどが見られ、周辺と調和していない要因を解消し、浜名湖の景観をより良くしていくことが必要。	・防護柵の景観への考慮 ・公共サインの整備・保全 ・案内看板等の景観誘導 ・修景のための剪定や雑木伐採等 ・浜名湖や沿道の美化活動 ・歴史的建造物への保全支援 ・公共施設等の良好な景観形成
	御意見 （浜松市文化財課）	・一部の区域（湖面、陸地）が県指定名勝浜名湖に指定されている。	・名勝としての景観の保護と活用 ・無許可での現状変更行為	・指定地内の景観へ影響を及ぼす行為については静岡県文化財保護条例に基づく許可が必要であるため市文化財課または区文化財担当課への事前協議を依頼している。
	御意見 （静岡県自然保護課）	・昭和25年5月に浜名湖及びその周辺を、浜名湖県立自然公園に指定している。 ・浜名湖は、出入りの多い湖岸線をもち、周辺の樹林や田園景観を背景に、美しい景観を呈している。	－	－
	御意見 （湖西市都市整備部都市計画課）	・浜名湖の湖岸線は重要な景観構成要素。 ・鷺津等市街地からの視点、湖岸沿い道路からの視点、天浜線からの視点、湖上からの視点がある。 ・利用者のマナーの悪化から、立入禁止となった海水浴場があり、湖岸に近付けない。 ・湖岸へのアクセスが分かりにくい。 ・破損している湖岸の石積みが見られる。 ・朽ち果てた栈橋の残骸が各所で散見される。 ・湖岸道路の防護柵の色彩の不揃い、劣化や視界を遮る樹木等が繁茂している箇所がある。	・ひろがりのある景観を望める場の創出、周知（湖岸沿いの民地が多く、広がりのある景観を望める場が限定的。） ・湖岸へアクセスする案内表示 ・護岸の修繕、使われていない栈橋等不要な物件の撤去 ・湖岸道路防護柵の色彩の統一、視界を遮る樹木の伐採や除草等の湖岸管理	・浜名湖クリーン作戦（湖岸の清掃） ・湖岸の防護柵の修景活動
⑦その他	御意見 （浜松市環境部環境政策課）	・意見照会用補足説明資料6ページに記載のあるベッコウトンボは、静岡県RDBに「浜松市では2014年には確認できなくなった」と記載があることから、生息しているといえない状況です。削除をお願いします。 ・意見照会用補足説明資料の参考資料「水辺環境に関する現状と課題　水質」の現状欄に、「水質は良好に保たれており、下水の高度処理や河川水の減少により、湖水の浄化が進んだ結果と考えられる。」とあります。湖水の浄化が進んだ要因としては、河川水の減少よりも、下水の高度処理や農地への施肥量の削減等を通じ、浜名湖に流入する河川水に含まれる窒素、リンなどの汚濁負荷物質の量が減少したためと考えられます。記載内容を、「水質は良好に保たれており、これは流入汚濁物質の減少により、湖水の浄化が進んだ結果と考えられる。」としてはいかがでしょうか。		
⑧自由意見	御意見 （静岡県交通基盤部政策管理局建設政策課）	・「◆調査票の記入にあたる補足説明」に、『回答結果については、計画策定にあたり、別添資料3（計画の骨子（案））の「第5章2 エリア別整備構想（整備イメージ）」への記載に活用することを考えています。』と記載されているが、本依頼の「別添資料2」は浜名湖全域の現状・課題等の整理である。エリア別整備構想を検討するのであれば、エリア毎の水辺利用・水辺環境の特徴をあぶり出すような意見照会にした方がよいのではないか。		

目次

■ 水辺利用に関する現状と課題

- (1) 水産振興 P 5
- (2) 観光 P 6
- (3) 親水空間 P 7
- (4) 船舶の活用 P 8
- (5) 道路（サイクリングロード） . . P 9

■ 水辺環境に関する現状と課題

- (1) 自然環境 P10
- (2) 景観 P11

水辺利用に関する現状と課題 (1) 水産振興

- 養殖業や湖面漁業・採貝漁業・浅海養殖漁業が行われている。
- 令和2年の水揚げ量は805トンで、1位がアサリ707トン、2位がスズキ14トン。

現 状

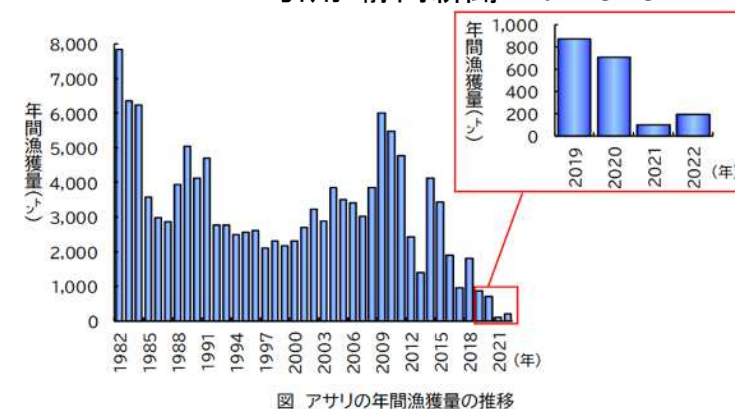
- ・ 漁獲高は減少傾向（アサリ・クルマエビも大きく減少）
- ・ 観光漁業の減少（潮干狩りの中止、禁漁期間の設定等）

課題

- 水辺空間の整備にあたり、水産業や関連生物の生息に悪影響を与えない配慮

配慮事項

- 直立構造のコンクリート構造物を避けるなど、満ち引きによる水平方向の流れを阻害しないような配慮
- 干潟やアマモ場の保全
- 栄養塩や流況、流速等の湖内環境の注視（必要に応じて改善）
- 護岸に魚介類が生息可能な空間を創出
- 陸域と水域との連続性が保たれるような配慮



引用: 静岡県水産技術研究所浜名湖分場 はまなNo.569



水辺利用に関する現状と課題 (2) 観光

➤ 浜名湖周辺では、舘山寺・弁天島・三ヶ日などの温泉地や、舘山寺総合公園（浜松市動物園、浜松市フラワーパーク）、浜名湖ガーデンパーク・新居海釣り公園などの観光施設がある。

現 状

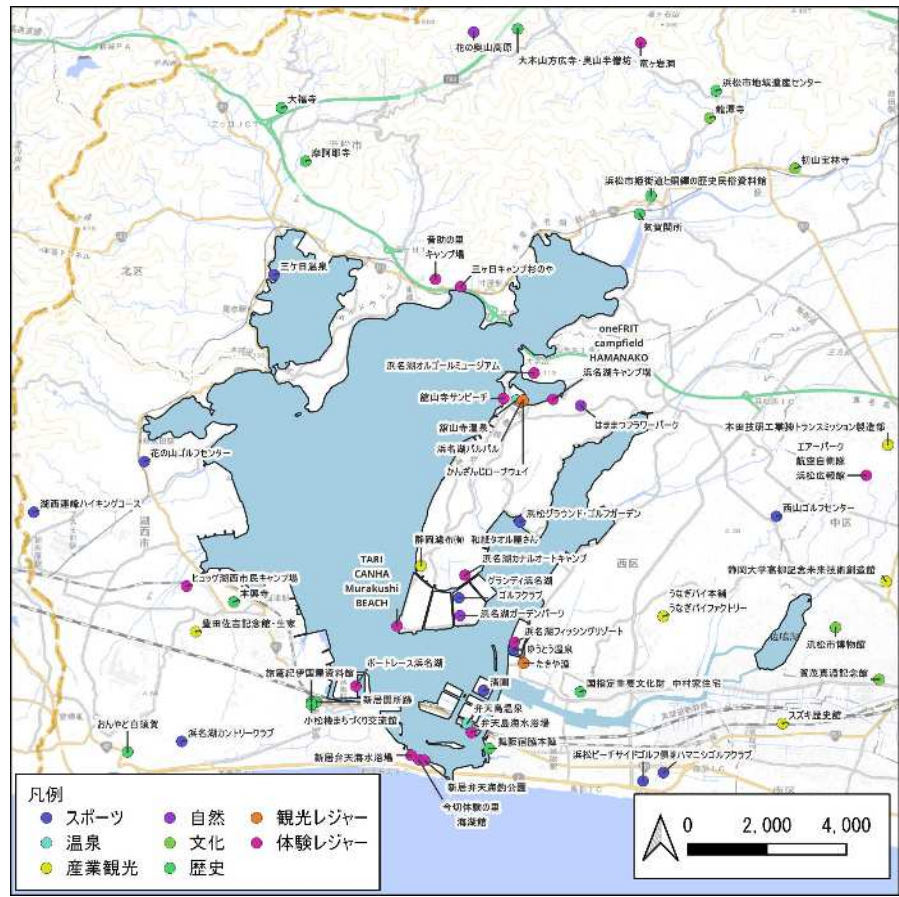
- ・ 点在する観光施設、水辺を活用したスポット等を訪れるための交通手段が少ない
- ・ 一部の区域（湖面、陸地）が県指定名勝浜名湖に指定
- ・ 浜名湖では、遊覧船が運航されていたり、プレジャーボートの利用が多い ⇒ (4) 船舶の活用で詳述
- ・ 湖岸を周遊できるサイクリングロードが整備され、浜名湖の景観を楽しむことができる ⇒ (5) 道路（サイクリングロード）で詳述

課 題

- ・ 名勝指定範囲内での無断現状変更防止のための注意喚起等の継続
- ・ 水辺へ来訪する観光客等のモラル向上策
- ・ 河川管理者、観光協会、市の関係部署等の役割分担を明確化し、連携して湖岸漂着物対策を進める

配慮事項

- ・ 観光施設やスポット間の移動性・周遊性の向上
- ・ 名勝指定範囲内における無断現状変更
- ・ 観光施設、スポーツ施設等の整備における名勝景観への配慮



浜名湖周辺の観光地

※青文字：意見照会で寄せられた現状と課題、配慮事項等

水辺利用に関する現状と課題 (3) 親水空間

- 水辺周辺は、たきや漁や潮干狩り、海水浴場などの親水空間としての活用があり、周辺地域にはBBQ・キャンプ場、ゴルフ場等などの体験レジャー施設もある。

現 状

- ・ 階段護岸の使い勝手が悪い（例えば、観覧席として利用するには短い）
- ・ 栈橋（杭）残骸の放置
- ・ 栈橋や沿岸施設の設置
- ・ 台風・大雨等の後に湖岸に流木等多量の自然物が漂着

課 題

- ・ 親水空間として安心して利用できる環境の確保
- ・ 栈橋（杭）残骸は安全性・景観性に課題
- ・ 漂着物の回収・処理責任の所在が曖昧なため対策が進まない

配慮事項

- ・ 舟運を移動手段として活用するための栈橋等を視野に入れた水辺空間の整備（既存施設の再整備、新規施設）
- ・ イベント等の拠点となる親水空間（階段護岸等）の整備
- ・ 栈橋（杭）残骸の撤去
- ・ 海業の取組にも発展するような水辺空間の整備



島海水浴場



館山寺の階段護岸

水辺利用に関する現状と課題 (4) 船舶の活用

- 館山寺温泉周辺等を周遊できる大型遊覧船、東名高速道路浜名湖SAからの小型遊覧船や遊漁船が運航されている。
- プレジャーボートの利用が盛んである。

現 状

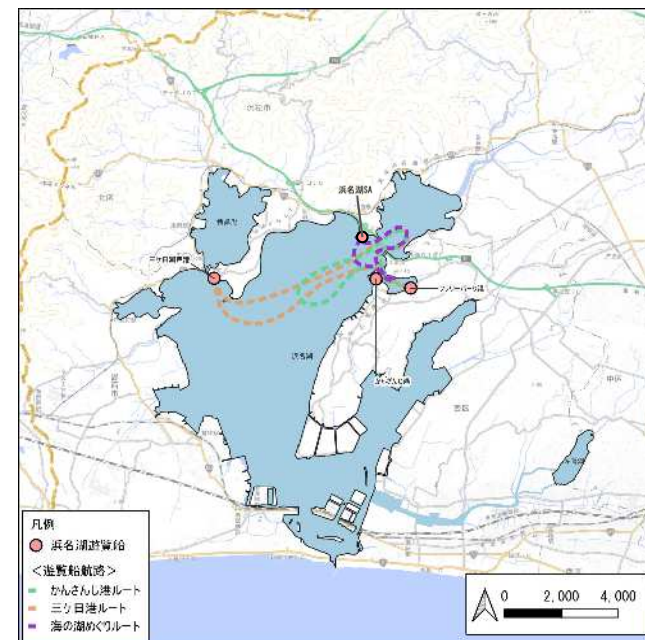
- ・ 大型遊覧船の運航（館山寺発着周遊、定期航路）
- ・ 浜名湖SA発着の小型遊覧船（4～11月）～観光NPOによる運航
- ・ プレジャーボート通航（釣り、遊覧、スポーツ等）
- ・ 老朽化した栈橋や沿岸施設の建替
- ・ 一部の区域（湖面、陸地）が県指定名勝浜名湖に指定
- ・ 護岸と係留栈橋の間に高低差があり、スロープを設置している

課 題

- ・ 閑散期の乗客減（定期航路のため、乗客0人でも運航）
- ・ SA栈橋の恒久化（浮栈橋⇒固定栈橋）、アクセス（栈橋までの高低差が大きい）
- ・ 観光、飲食時にプレジャーボートが係留できる施設の不足
- ・ 名勝指定範囲内における無断現状変更
- ・ 栈橋やマリーナにおける設置、改修、除却等、無許可での現状変更行為
- ・ 護岸の嵩上げにより落差が大きくなる場合の対応

配慮事項

- ・ 乗船場周辺の環境整備（集客施設、駐車場等）を視野に入れた水辺空間の整備
- ・ 浜名湖SAの栈橋整備（固定栈橋、アクセス改善）
- ・ プレジャーボート用公共栈橋整備（周辺環境整備を含む）
- ・ 新規周遊コース設定に伴う乗降施設（栈橋等）整備
- ・ 名勝指定範囲内での無断現状変更防止のための注意喚起等の継続
- ・ 県文化財保護条例、県立自然公園条例に関する適正な事務手続き
- ・ 新たな栈橋等の設置における地域との合意形成
- ・ 係船者等にやさしい移動経路（勾配）の維持



浜名湖の遊覧船航路



遊覧船



プレジャーボート

水辺利用に関する現状と課題 (5) 道路（サイクリングロード）

➤ 浜名湖を周遊できるサイクリングロードが整備され、浜名湖の景観を楽しむことができる。

現 状

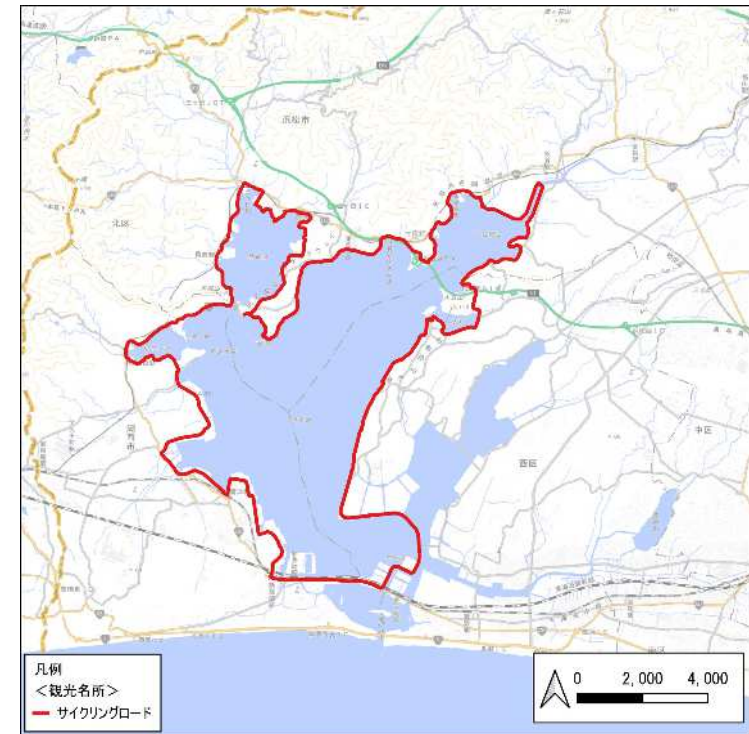
- 湖岸の一部にサイクリングロードが整備されているが、専用道は一部に限られる
- 復路の交通手段が無く、短距離の利用が多い
- 湖西市内では交通量が多い国道301号をメインルートとしており、平成29年に矢羽型路面標示（ナビマーク）が設置された
- 国道301号の自転車交通量が増大、集中しており、狭隘部では危険な状態が発生している
- 湖西市内では浜名湖から離れた市街地部がルートとなっている
- 良好な走行空間を維持するため、日常的には道路パトロールを実施。変状を発見した場合は詳細調査、修繕を実施

課 題

- 一般車両との併用区間での安全性、快適性の確保
- サイクリングルートの周遊性の向上（出発定点への復路交通手段の確保）
- 浜名湖の眺望の確保による魅力向上
- 老朽化、損傷した兼用護岸施設の維持管理
- 自転車ネットワーク計画※は未策定（※「自転車ネットワーク計画」とは・・・）

配慮事項等

- 湖岸堤整備との連携や管理用通路の利用による新たなサイクリングロードの設置
- 復路交通手段として舟運を想定する場合の棧橋整備（自転車対応棧橋、レンタサイクル返却・貸出場の併設等）
- 自転車道の適切な維持管理
- 案内看板の設置等による太平洋岸自転車道との接続強化



浜名湖周辺のサイクリングロード



国道301号

※青文字：意見照会で寄せられた現状と課題、配慮事項等

水辺環境に関する現状と課題 (1) 自然環境

(植物)

- 浜名湖には海のゆりかごとも呼ばれるアマモ場が広がっており、魚類の産卵場所や稚魚の生息場所となる重要な環境を形成している。
- 浜名湖周辺にはヨシ原やクサヨシ群落が広がっており、また、ウラギクなどの重要な種、海浜特有のハマヒルガオやハマボウフウが生育している。
- 外来種として、特定外来生物のアレチウリやオオキンケイギク、ナルトサワギク等が確認されている。

(動物)

- 貴重な自然環境が形成されていることから、浜名湖及びその周辺は県立自然公園や重要湿地（環境省）に指定されている。
- 浜名湖周辺には、ヒヌマイトトンボやコアジサシ、イソヒヨドリ、チワラスボ、ウスコミミガイなどの重要な種が生息している。
- 外来種として、特定外来生物のヌートリアやクリハラリスが確認されている。

現 状

- ・ 浅場に形成されるアマモ場や海浜特有の植物等が生育
- ・ 県立自然公園や重要湿地（環境省）に指定されており、トンボ類や魚類などの重要な生息環境
- ・ 太平洋側で最大の汽水湖かつ野生動物の重要な生息地
- ・ アマモ場はアサリ幼生の着底場所として寄与している
- ・ ヨシ原でヒヌマイトトンボ等の希少種の個体数が減少
- ・ アマモ場の急激な減少
- ・ ヌートリア等の外来種が確認されており、生態系への影響や農作物被害などが危惧されている
- ・ 市民が自然と触れ合う機会の減少



浅場環境(アマモ場)



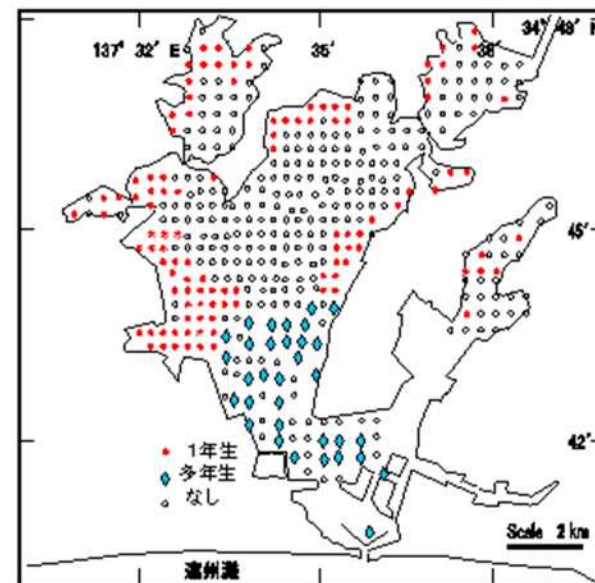
重要湿地
(浜名湖周辺湧水湿地群)

課 題

- ・ アマモ場が形成されている浅場とヨシ等の湿地環境の保全
- ・ 干潟の保全
- ・ 工事等による希少種の生息・生育環境への影響
- ・ ヌートリアやクリハラリスの捕獲、アレチウリの駆除等、特定外来種の駆除及び分布域拡大の防止
- ・ 護岸により、水辺に降りることができる場所の減少

配慮事項等

- ・ 湖岸堤整備箇所、良好なアマモ場、生物生息環境がある箇所は施工時の保全に努め、さらに良好な場の拡大できる工法等の採用を検討する
- ・ 湖岸堤整備工事にあたっては、可能な限り希少種の生息・生育環境への影響や負荷を低減
- ・ 護岸の沖出しによる干潟の減少を極力避ける。
- ・ 「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度」の活用による企業や環境保全団体との連携
- ・ 水辺へのアプローチに配慮した護岸構造の採用



浜名湖におけるアマモ場の分布
(2001年の調査に基づく)

水辺環境に関する現状と課題 (2) 景観

- 浜名湖周辺の歴史的・文学的・美術的背景を持つ景観を集めた「遠江八景」や浜名湖を一望できる展望台や山頂として、「北区直虎ビューポイント」が選定されている。
- 遊覧船やサイクリング等のアクティビティや鉄道や浜名湖SA等の交通網より、浜名湖を一望することができる。

現 状

- ・ 湖岸各地にビュースポットがある
- ・ 遊覧船や浜名湖上のアクティビティなどからの景観の一部を、湖岸堤が形成している
- ・ 湖岸各地の景観、文化を代表する「遠江八景」が選定されている
- ・ 浜名湖の美しい自然環境の中に歴史的まちなみ等が点在し、浜名湖サイクリングロード等で浜名湖を一周することによって多様な景観を楽しめる
- ・ 一部の区域（湖面、陸地）が県指定名勝浜名湖に指定されている
- ・ 浜名湖は、出入りの多い湖岸線をもち、周辺の樹林や田園景観を背景に、美しい景観を呈している
- ・ 利用者のマナーの悪化から、立入禁止となった海水浴場があり、湖岸に近付けない。また、湖岸へのアクセスが分かりにくい
- ・ 湖岸石積みの破損や桟橋、防護柵の色彩の不揃い、劣化や視界を遮る樹木等が繁茂している箇所がある

課 題

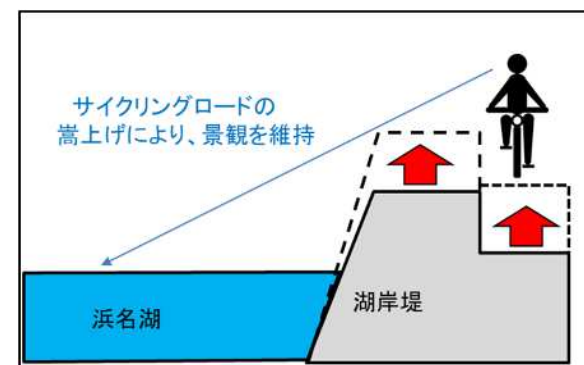
- ・ ビューポイントにおける護岸整備と景観との調和
- ・ 自然景観の中に突出した形態を色彩等の建築物や劣化した案内看板などがあり、周辺と調和していないため改善が必要
- ・ 名勝としての景観の保護と活用
- ・ 無許可での現状変更行為
- ・ ひろがりのある景観を望める場の創出やアクセスの周知
- ・ 視界を遮る樹木の伐採や除草等の湖岸管理

配慮事項等

- ・ 護岸整備箇所の周辺空間との調和（色彩、質感等）
- ・ 道路、サイクリングロード、天浜線等からの浜名湖の眺望に配慮した湖岸堤整備
- ・ 「浜名湖景観形成行動計画」に基づく景観に配慮した案内看板等の設置、歴史的建造物への保全支援等
- ・ 景観の影響を及ぼす行為については市または区担当課への事前協議を依頼中
- ・ 浜名湖クリーン作戦（湖岸の清掃）
- ・ 湖岸の防護柵の修景活動



浜名湖周辺のビューポイント



サイクリングロードの嵩上げイメージ

※青文字：意見照会で寄せられた現状と課題、配慮事項等

（参考）水辺利用に関する現状と課題 観光協会へのヒアリング

- 水辺空間の利用及び環境に関する意向を把握するため、令和5年8月～10月に浜名湖周辺の観光協会等にヒアリングを実施した。

対 象	聞き取り内容
奥浜名湖観光協会	・プリンス岬周辺等風光明媚な景観の保全に注力する必要がある ・護岸の嵩上げ時に自転車道も嵩上げが必要 ・多くの野鳥観察者が来訪 ・出水時の排水不良の発生・悪化
舘山寺温泉観光協会	・イベントに活用している舘山寺ベイガーデン付近の階段護岸の延伸を望む ・サンビーチではウインドサーフィンやSUPのレジャー利用が見られる ・プレジャーボート用の栈橋の設置を要望する ・浜名湖を周遊できるサイクリングロードの整備が必要
舞阪町観光協会	・重要な拠点の弁天島海浜公園の維持管理 ・舟運の展開 ・利用のための新川沿いの堤防整備
湖西・新居観光協会	・湖上からの景観は評判で、景観に配慮した護岸整備とインスタ映えするスポットの整備が必要 ・湖上遊覧等に利用できる栈橋の設置を望む ・海湖館栈橋の利用促進に取り組みたい ・命山から浜名湖を望む展望デッキの整備を望む ・現時点で、海湖館周辺のサイクリングの利用は少ない
浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	・天浜線や船上からの景観に配慮した護岸整備が望ましい ・プレジャーボート用栈橋の設置が必要 ・ペダルサップ等新たなレジャー利用が増えてきている ・舟運、たきや漁に関する整備が必要